

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 2 3 日

法務局民事行政部戸籍課長 殿
地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課 田中補佐官

同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態により、届書の受領業務を民間委託する場合における事例の周知について

標記について、令和 4 年の地方分権改革に関する提案募集において、届書の受領行為について、市区町村職員が常駐することなく民間事業者に業務委託することが可能な場合の判断基準について統一するよう提案があり、地方分権改革有識者会議等における検討を経て、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 1 2 月 2 0 日閣議決定）において、「戸籍事務の外部委託については、その一部を民間事業者に委託する場合に、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託を可能とした事例を収集し、周知することが相当と考えられる事案について、法務局及び地方法務局並びに市区町村に令和 4 年度中に周知する。」とされました。

これを踏まえ、既に同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態により、届書の受領業務について民間委託を行っている市区町村の委託内容を調査したところ、不測の事態において市区町村職員による臨機適切な対応を行うことができる体制等が確保されていると判断された事例のうち、今後、法務局において判断する際の参考となると考えられるものを別添のとおり送付しますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方お取り計らい願います。

なお、別添の事例は、法務局において、不測の事態に市区町村職員による臨機適切な対応を行うことができる体制等が確保されていると判断することが可能と考えられるもののうち、飽くまで一例に過ぎませんので、念のため申し添えます。